

令和5年9月27日一部改正  
令和4年9月27日一部改正  
令和3年1月14日一部改正  
平成31年1月15日一部改正  
平成27年4月1日一部改正  
平成25年10月25日一部改正

## 遠野市民文化賞・教育文化奨励賞被表彰者推薦要領

### 1 顕賞の趣旨

一般財団法人遠野市教育文化振興財団の事業の一環として、教育文化の振興に尽くされた個人又は団体を顕賞し、遠野市における教育文化の一層の振興と意欲の高揚を図ろうとするものである。

### 2 顕賞の種類

顕賞は次の二種類とする。

- (1) 遠野市民文化賞
- (2) 教育文化奨励賞

### 3 顕賞の対象

#### (1) 遠野市民文化賞

市民文化賞の授与は、市民又は市内に事務所を有する団体で、教育文化（体育、スポーツ、レクリエーション、国際交流、その他市民性の向上に関する諸活動を含む）の振興に著しい功績があったもの。

また市民以外の者又は市内に事務所を有しない団体であっても、その功績が市に密接に関係し、顕賞の対象に適合すると認められる場合は特に顕賞の対象とする。

#### (2) 教育文化奨励賞

奨励賞の授与は、市民又は市内に住所を有する団体で、教育文化に係る活動の成果又は作品が特にすぐれ、他の模範とするに足るものを顕賞の対象とし、部門ごとに行う。（別表参照）

### 4 選考及び決定

顕賞委員会は、別に定めた推薦書によって推薦された者、又は顕賞委員会が自ら調査した者のうちから功績を審査選考して理事会に内申し、理事会はその内申に基づいて受賞者を決定する。

## 5 顕賞の方法

(1) 遠野市民文化賞顕賞状を授与するとともに、その業績を広報その他により公表して顕賞する。

(2) 教育文化奨励賞は賞状を授与するとともに、その成果又は作品を広報その他により公表して顕賞する。

## 6 顕賞の時期

毎年1回、2月とする。ただし、理事長が特に必要と認めたものについては、随時行うことがあるものとする。

## 7 推薦方法

### (1) 推薦者

ア 個人又は団体

イ 顕賞委員会

### (2) 推薦書

別紙様式による。

### (3) 推薦書の提出

推薦書の提出は、一般財団法人遠野市教育文化振興財団事務局とする。

(別 表)

教育文化奨励賞

1 一般の部

部 門	内 容
文化活動部門	○文学、芸能、美術、工芸等 (例) 短歌、俳句、小説、演劇、映画、音楽、民謡、三曲、舞踊、茶道、華道、盆栽、盆景、菊花、絵画、書道、写真、陶芸、手芸等
体育活動部門	○体育、スポーツ、レクリエーション等 (例) 陸上競技、サッカー、野球、ソフトテニス、卓球、ソフトボール、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、ラグビー、水泳、スキー、スケート、体操、相撲、柔道、剣道、弓道、山岳、射撃、馬術、ボクシング、オリエンテーリング等
教育活動部門	○教育研究、へき地小規模教育、特別支援教育等その他の教育実践活動
国際交流活動部門	○姉妹都市等との交流を通じた情報発信 ○遠野物語及び遠野についてのPR ○異文化の啓発普及 ○外国人との様々交流活動を推進した者 ○遠野市の出身又は市民で、国際活動関係の機関団体で活動
社会活動部門	○青少年健全育成、コミュニティ活動等その他の社会活動

2 児童・生徒の部

部 門	内 容
文化活動部門	○文化活動で特にすぐれた成績をおさめた者
体育活動部門	○小、中体協の陸上記録会等で、特にすぐれた成績をおさめた者 ○中体連、高体連、県大会、国体、その他これらに類する大会等で、すぐれた成績をおさめた者
国際交流活動部門	○姉妹都市等との交流を通じた情報発信 ○遠野物語及び遠野についてのPR ○異文化の啓発普及 ○外国人との様々交流活動を推進した者